

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年11月5日 13時50分ごろ
発生場所	明石海峡西方 江崎灯台から真方位311° 2,800m付近 (概位 北緯34° 37.4′ 東経134° 58.2′)
事故の概要	貨物船俊栄は、西南西進中、また、プレジャーボートFUJIMARU-Ⅲは、北北西進中、両船が衝突した。 俊栄は、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、FUJIMARU-Ⅲは、右舷船首部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成27年11月13日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 俊栄、293トン 140858、有限会社新鹿島海運 B プレジャーボート FUJIMARU-Ⅲ、5トン未満（長さ8.89m） 260-27732兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A、六級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に擦過傷を伴う亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西南西進中、航海士Aが、左舷船首方にB船を認め、避航船であるB船が、やがて右転してA船の船尾側に避けていこうと思ひ、手動操舵に切り替え、針路及び速力を保持して航行を続けたところ、B船と衝突した。 B船は、約12knの速力で北北西進中、船長Bが、いけすの水抜き作業を行っていたところ、右舷船首至近にA船を初めて認めたが、避航動作をとる間もなく、A船と衝突した。
分析	A船は、航海士Aが、避航船であるB船がA船を避航するものと思ひ、適切に見張りを行っていなかったことから、針路及び速力を保持して航行を続けたものと考えられる。 B船は、船長Bが、いけすの水抜き作業を行い、見張りを行っていなかったことから、A船に気付くのが遅れたものと考えられる。

原因	本事故は、A船の航海士Aが、避航船であるB船がA船を避航するものと思ひ、適切に見張りを行っておらず、また、B船の船長Bが、いけすの水抜き作業を行い、見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、常時見張りを適切に行うこと。